

令和6年度

包括外部監査結果に基づく措置

包括外部監査の結果に基づく措置について

地方自治法第252条の38第6項の規定により、市長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

浜松市監査委員

目 次

包括外部監査結果に基づく措置

防災及び危機管理に係る事務の執行について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
都市公園の整備と維持管理等に関する事務の執行について・・・・・・・・	6

包括外部監査指摘事項に伴う措置

監査実施年度 令和4年度（防災及び危機管理に係る事務の執行について）

指摘事項	
<p>【第6 監査の結果（個別事項） 19 常備消防用防災資機材の整備 ア 市消防職員被服貸与規則の運用について】</p> <p>市消防職員の被服及び一部の消耗品については、「浜松市消防職員被服等貸与規則」及び「浜松市消防職員被服等貸与要綱」に基づき、貸与が行われている。</p> <p>貸与品の返納については、「浜松市消防職員被服等貸与規則」第10条に定められており、その場合については、「浜松市消防職員被服等貸与要綱」第10条に基づき、被服等返納報告書を提出することとなっている。「浜松市消防職員被服等貸与規則」には廃棄に関する規定が存在しないため、廃棄する場合には一度返納を受けたうえで、消防局にて廃棄を行うという整理になると思料されるが、廃棄される貸与品については、被服等返納報告書が作成されておらず、要綱に沿った処理となっていない。廃棄に関する規定の整備、事務フローを見直すことによって実態と規則及び要綱の整備状況を整合させる必要がある。また、貸与品は市有財産であるため、貸与残高の管理のための規定の整備や運用も行うことが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 60 頁・担当課:消防総務課）</p>	
講じた措置	
令和5年度	<p>令和6年3月29日付けで、浜松市消防職員被服等貸与要綱を一部改正し、貸与被服の廃棄及び保有数管理に関する規定を追加しました。</p> <p>貸与被服の廃棄については、被服等返納若しくは被服等事故報告書を提出するとともに、職員個人で廃棄しないよう各消防署の被服等取扱責任者又は消防総務課が廃棄することとしました。</p> <p>貸与被服の保有数管理については、毎年1回、5月1日までに被服等保有数管理表を各消防署の被服等取扱責任者へ報告し、職員の保有数量の確認を行うこととしました。</p>

指摘事項	
【第6 監査の結果（個別事項） 40 市有公共建築物の耐震性能の表示 イ 議事録等意思決定記録の不存在について】	
<p>市有公共建築物の耐震性能の表示について、実施しないという判断は、過去に危機管理課内の打ち合わせで行われたものであるとのことであるが、当時の意思決定を記録した議事録等は存在しないとのことである。市強靱化計画は、市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものであり、本計画に定めた施策を実施しないのであれば、その検討過程及び結果は文書として記録し保管する必要がある。</p>	
（掲載 88 頁・担当課：危機管理課）	
講じた措置	
令和5年度	今後、計画に定めた施策の見直し等については、検討過程及び結果について文書として記録し、適切に保管します。

指摘事項	
【第6 監査の結果（個別事項） 51 事業所の緊急物資備蓄の促進 ア 目標指標に対する実績の把握について】	
<p>事業所における緊急物資備蓄は、「共助」の一環として広く推奨されているが、民間調査会社が実施した「事業継続計画（BCP）に対する企業の意識調査(令和2年)」によると、自然災害への対応を進めていると答えた企業の割合は、有効回答企業 11,448 社のうち 36.9%にとどまった。都道府県別に見ると、静岡県は 37.6%であった。災害リスクに備えるための事業継続計画（BCP）の策定に対しては、税制優遇措置や優遇金利の融資制度が用意されているが、事業所による自然災害への対応が進んでいないのが現状である。</p> <p>指標として掲げられた「飲料水・食料を備蓄している事業所の割合」は、実績値の把握ができていない。目標指標の実績値の把握は、施策の成果や達成度合を確認し、今後の方向性を決定する上で大変重要な事項である。市は、企業防災に関する調査を実施する、又は他の入手可能な目標指標に変更する等の工夫をするべきである。</p>	
（掲載 104 頁・担当課：危機管理課）	
講じた措置	
令和5年度	目標指標の実績値については、商工会議所の協力を得て、企業の備蓄状況に関するアンケート調査を継続的に実施することにより、把握することといたしました。

指摘事項**【第6 監査の結果（個別事項） 5.2 配水池の耐震化 ア 目標施策の管理について】**

天竜区内旧簡易水道配水池に対しての耐震化については、築造年度が古い順に、旧簡易水道配水池に対して、令和26年度までの整備を目標として掲げている。しかし、計画策定当時の資料が散逸していることもあり、目標値の設定に係る根拠が分からなくなっており、かつ目標達成年度を令和26年度としている根拠も分からなくなっている。今後の計画の見直しや事後の検証のためにも、計画策定当時の目標設定過程については、適切に資料化し引継ぎを行うべきである。

(掲載105頁・担当課:天竜上下水道課)

講じた措置

令和5年度	令和5年度に、配水池の適正規模を見直すとともに、耐震化の達成目標年度の再検討を行い、耐震化計画を見直しました。見直しにあたっての検討の経緯や結果については、将来的な検証のために資料化し、電子並びに紙ファイルに取りまとめました。
-------	---

監査実施年度 令和5年度（都市公園の整備と維持管理等に関する事務の執行について）

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 I 公園施設の安全確保について 2 樹木の安全確保について</p> <p>（1） 潜在的な危険木の把握について】</p> <p>公園利用者の安全・安心を確保するため、まずは、公園管理者として、潜在的な危険木の存在について、市が率先して情報の収集に努めるべきである。そのためには、市の主導により、安全確保の重要度の高い公園、重要度の高い区域を決定し、点検業務受託者や指定管理者と認識を共有したうえで、重点的かつ効率的な点検を実施し、潜在的な危険木を把握することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 57 頁・担当課：公園管理事務所）</p>	
講じた措置	
令和5年度	<p>令和4年度より、自然樹林帯が隣接する遊歩道や広場を安全確保の重要度の高い区域として選定し、樹木医等の専門家による診断を含めた調査を実施しているところです。</p> <p>令和4年度に四ツ池公園と有玉緑地、令和5年度に花川運動公園、都田総合公園、伊左地緑地の一部の調査を実施し、令和5年度に四ツ池公園と有玉緑地の危険木を伐採しました。</p> <p>令和6年度以降も点検業者や指定管理者と認識を共有しながら、計画的な調査を継続するとともに、調査範囲や調査手法については適宜見直しを図り、潜在的な危険木の把握を効率的に実施できるよう努めてまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 I 公園施設の安全確保について 2 樹木の安全確保について</p> <p>（2） 公園外周の樹木について】</p> <p>国土交通省の指針には「都市公園の樹木は園外への倒伏・落枝等により、園外へ影響を及ぼす可能性があることから公園利用者の他、都市公園周辺の第三者の安全の確保にも配慮する」と記載がある。</p> <p>四ツ池公園の外周の樹木は、園外へ影響を及ぼす可能性も考えられるが、令和4年度の危険木調査では調査対象には含まれていなかった。しかし、令和5年度には四ツ池公園の周辺道路で倒木が発生し、それによって人的・物的事故が発生する結果となっている。</p> <p>公園管理者には、公園利用者のみならず、周辺の第三者の安全確保も求められているため、安全確保の重要度の高い区域を決める際には、公園外周の樹木も視野に入れ、重要度を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 58 頁・担当課：公園管理事務所）</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>令和6年度より実施している「緑地等樹木緊急伐採事業」において、公園外周の特に道路に面し、交通量が多い地点を安全確保の重要度の高い区域として定め、専門家の診断によらず、造園業者への委託により危険木を把握し、目視にて危険と判断できる樹木については、積極的に伐採するなど、対策に取り組んでまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 I 公園施設の安全確保について 2 樹木の安全確保について (3) 日常点検項目の明記（指定管理業務）について】</p> <p>指定管理業務の仕様書には、「高木については、日常点検を行ない、適正な時期に手入れを行なうこと」と記載があるが、日常点検の具体的内容までは明記されていない。国土交通省が「指針参考資料」で示す日常点検で実施することが望ましい項目を参考に、具体的な日常点検項目を仕様書に明記する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 59 頁・担当課:公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>指定管理者は、市の仕様書を示した上で公募・選定し、指定管理者からの提案に基づき協定を締結しています。</p> <p>樹木管理についても提案に基づいて実施していますが、指定管理期間が令和7年4月1日から始まる公園については、参考として点検項目を仕様書に記載いたしました。</p> <p>今後も指定管理者の更新の際に、仕様書に記載してまいります。</p>

指摘事項

【第3 監査結果 【2】 個別事項 I 公園施設の安全確保について 2 樹木の安全確保について (5) 点検結果の記録と公園別の重要な情報について】

点検結果の記録について、国土交通省の指針では「公園管理者の現場担当職員の異動に備え、点検・診断の結果や措置の実施状況等の記録が散逸しないようにすることが、次回以降の安全点検に活用するために重要である。そこで、対象樹木ごとに点検票等を作成し、点検・診断項目ごとに発見された変状及び異常等を記入して整理保存する必要がある。その場合、樹木の位置が示された図面と合わせることを望ましい。」と基本的な考え方を示している。

樹木に起因する事故を防止し、公園利用者の安全・安心を確保するため、委託業者が危険と判断した樹木など、重要な情報については、別途、記録を残し、記録が散逸しないように整理保存しておく必要がある。

また、「(4) 定期点検について」で述べたように、巡視業務や指定管理者の仕様書において、樹木点検票の作成・提出を求めることで、市の点検業務を補完することも可能なため、外部委託による方法も検討する必要がある。

なお、現状の手書き報告書のファイルでは、担当者の異動により重要な事項が引き継がれない可能性があるため、樹木に限らず、公園ごとの重要な情報は、デジタルツールなどを活用し、検索可能な状態で整理保存しておく必要がある。

(掲載 60 頁・担当課:公園管理事務所)

講じた措置

令和6年度

令和4年度より実施している危険木調査の対象となった樹木については、成果品として納品された点検結果の電子データをベースとして公園ごとに整理保存し、調査後における対応履歴を記録してまいります。

また、巡視業務などでその後の対応が必要と判断した樹木については、エクセルを活用した一覧表を作成し、その内容を記録することで情報共有を図り、引継ぎに漏れが生じないよう処理してまいります。

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 1 遠州灘海浜公園 (1) 樹木の状況 (風車公園)】</p> <p>伐採した木が、短く切られたうえ、丸太状態で長期間置かれたままになっている箇所が散見された。自然分解のための放置、再利用のための仮置きなどによることも考えられるが、基本的には、公園利用者の支障とならないよう、置き場所やその後の管理に留意する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 99 頁・担当課:公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和5年度	<p>分解までに時間を要しますが、自然分解の考えで公園管理上、支障のない場所に置いています。</p> <p>今後も引き続き、公園利用者の支障とならないよう、置き場所に配慮し、適切に管理してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 1 遠州灘海浜公園 (2) 樹木の状況 (江ノ島地区)】</p> <p>江ノ島地区の駐車場付近にある一部の松には松枯れがあり、その中には、枝が隣接道路上に伸びている松や、伸びつつある松があった。</p> <p>指定管理者に質問したところ、松枯れの治療方法がなく、過去に枝の落下があった(被害はなかった)とのことであった。</p> <p>江ノ島地区の隣接道路は通行量が多く、松枯れにより松が落ちると被害が出る可能性があるため、早めの松枯れ対策が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 100 頁・担当課:公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和5年度	<p>松枯れによる被害の未然防止のため、対象となる松を伐採しました。</p> <p>今後も、巡視点検などにより松枯れを把握し、速やかに対応してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 2 浜松城公園 (1) 遊具 ① フィールドアスレチック (デコボコピクニック)】</p> <p>この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。指定管理者により、修繕等の措置は行われているが、頭部胴体の挟み込みの危険性がなくなったわけではない。</p> <p>頭部胴体の挟み込みについても、市は、国土交通省の指針に従い、指定管理者への適切な指示、協議などを通し、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 106 頁・担当課:公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>物的ハザードを除去するために、対象遊具を撤去しました。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 2 浜松城公園 (2) 冒険広場のスズメバチ】</p> <p>冒険広場にスズメバチの巣があり、視察した日にも、何匹かスズメバチがいた。</p> <p>子どもの遊び場（冒険広場）であり、近くに遊具もたくさんあるため、スズメバチの巣ごと駆除することが必要である。</p> <p>なお、市では、監査日現在は、スズメバチが活発に動いている時期であることを考慮し、11月以降に駆除する方針とのことである。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 107 頁・担当課:公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>現地を確認しましたが、スズメバチの巣は確認できませんでした。今後、スズメバチを発見した場合には、巣の確認をし、確認できた場合には駆除し、確認できない場合には安全領域を確保する看板を設置します。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 3 佐鳴湖公園 (5) 設置者不明の自然道】</p> <p>今回の視察において、市整備山道と自然道を歩いたが、双方とも問題なく歩くことができた。しかし、設置者不明の自然道には朽木があったため、担当課に管理責任者を確認したところ、自然道は公園区域内であるため、市が管理責任者として、朽木等の危険木や危険個所の補修等を実施するとのことであった。</p> <p>視察時に確認した朽木については、伐採の有無を検討するとともに、自然道についても、市整備山道と同様の管理体制を整備、運用する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 117 頁・担当課:公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>対象となる朽木については、伐採いたしました。</p> <p>自然道についても、今後、市整備山道と同様に、指定管理によって管理し、随時修繕等を実施してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】公園別視察結果 4 館山寺総合公園 (2) 園路 ① 舗装の劣化】</p> <p>園路（こなみの森コース）に、舗装が劣化している箇所があった。</p> <p>公園を視察した際には、高齢者や幼児連れの親子が散歩している姿を見かけた。</p> <p>車いすは通行できない園路ではあるが、通常の歩行でも躓く可能性のある舗装の劣化である。市は、指定管理者との協議、適切な指示等により、公園利用者が転倒することのないよう、安全性の確保に努める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 119 頁・担当課:緑政課)</p>	
講じた措置	
令和5年度	<p>指摘箇所については、令和5年度中に園路の舗装劣化を修繕しました。</p> <p>今後も、緑政課と指定管理者との情報共有を強化し、舗装の劣化等、危険個所の把握をすることで、安全確保に努めてまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】公園別視察結果 5 雄踏総合公園 (5) 駐輪場の屋根破損】</p> <p>公園南部にあるゲートボール場近くの駐輪場を視察したところ、屋根と風よけ板が破損していた。</p> <p>現状、駐輪そのものは問題なく使えるとしても、雨が降った際は不便であり、景観はよくないため、計画的な修繕が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 125 頁・担当課:公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和5年度	<p>指定管理者へ指示し、駐輪場の修繕を実施しました。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】公園別視察結果 7 四ツ池公園 (1) 遊具 ① 複合遊具】</p> <p>遊具のリスト上は、対象年齢が「6歳～12歳」となっているが、大人向けの健康器具であるため、リストの修正が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 132 頁・担当課:公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和5年度	<p>一般社団法人日本公園施設業協会発行の「遊具の安全に関する基準」によると、対象年齢の表示は幼児用（3-6歳）、児童用（6-12歳）の2種類となっており、大人向けという表示は存在しないことから、6歳以上が利用可能であると判断できる遊具については児童用（6-12歳）の表示をすることが適切であると判断しました。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 7 四ツ池公園 (2) 樹木の状況】</p> <p>四ツ池公園では、今年度においても、複数の倒木が発生しているが、事前に危険性を察知し、伐採するなどの対応を取ることはできなかった。今年度は、四ツ池公園の周辺道路で発生した倒木により、人的・物的事故も起こっており、危険木の調査、伐採が後手に回っている印象がある。</p> <p>また、市は令和4年度から危険木の調査を開始し、5年度に伐採が終了する予定であるが、この業務では、園外周の樹木など、調査の対象外となっているものも多い。</p> <p>現在、調査対象外となっている区域についても、倒木による事故を未然に防ぐため、安全確保の重要度の高いと判断した区域については、引き続き調査等を実施していく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 137 頁・担当課:公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>倒木による事故を未然に防ぐため、令和6年度からは、令和4年度の調査対象外となっている区域について、特に第三者への影響が懸念される個所を中心に「緑地等樹木緊急伐採事業」を実施しています。今後も引き続き、倒木による事故の未然防止に取り組んでまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 8 和地山公園 (3) 立入禁止の案内】</p> <p>ロープに取り付けられている案内があるが、この内容が手前からは見えず、ロープの反対側へ回ると、立入禁止の案内であることがわかる状態であった。</p> <p>危険を想定した場所のため、適切な案内へと改める必要がある。</p> <p>なお、後日、案内を手前から見えるよう再設置したという報告を指定管理者から受けている。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 146 頁・担当課:公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和5年度	<p>指定管理者において、修繕を実施しました。</p> <p>今後も巡視等において、不適切な案内看板等を把握した場合は、速やかに改めるよう指定管理者に指示してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 8 和地山公園 (5) ロープがかけられた木】</p> <p>木の周りに立入禁止のロープが張られており、中の木にもロープがかけられているものがあった。その理由等を問い合わせたところ、指定管理者から「木自体に問題はなし。そばに根本が腐食した外灯があり（修繕協議中）、立ち入り禁止と隣接する家屋への倒壊防止用に、木にロープを巻き付けている。」との回答があった。</p> <p>根本が腐食した外灯の倒壊を防ぐため、引き続き、市と指定管理者との協議により、適切な措置を実施する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 147 頁・担当課:公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和5年度	指定管理者との協議結果に基づき、市が外灯を修繕しました。これにより不要となったロープも撤去いたしました。

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 9 花川運動公園 (4) 時計 (東側駐車場)】</p> <p>この時計は、2023年8月18日午前11時56分に撮影したものであるが、時刻は7時25分を示しており、故障していることがわかる。この点について、公園管理事務所に確認したところ、「令和4年度末から不調で、巡視時に時刻修正を繰り返したため修繕（取替）を予定しているが、危険箇所等の対応を優先しているため、年度内の修繕を予定している。」との回答を得た。</p> <p>公園利用者が時間を誤認する可能性があり、利便性を確保するためにも、早期に修繕すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 155 頁・担当課:公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和5年度	公園利用者の利便性を確保するため、早急に時計の更新を行いました。なお、今後の管理が容易となるよう、時刻合わせが自動で、電池交換が不要な電波ソーラー時計といたしました。

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 9 花川運動公園 (6) 園路】</p> <p>排水溝が土と枯れ葉で埋まり、水が溢れている園路があった。</p> <p>視察当日は、大雨が続いた直後ではあったが晴天であり、公園を散策する利用者の姿も多く見られた。この場所は時折冠水するとのことであり、公園利用者の安全確保の観点から、冠水時の事後的な対応のみならず、抜本的な対策についても検討することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 156 頁・担当課:公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和5年度	<p>当該箇所は、地形的に山からの差し水の発生を防ぐことは困難であるため、側溝の排水機能を確保することで対応しています。</p> <p>今後も巡視時に状況を確認し、土砂や枯葉の堆積が見られる場合は、早急に清掃を行い、大雨時の排水機能の確保に努めてまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 11 芳川公園 (5) 樹木の状況 ① 樹幹の亀裂等 ②キノコの生えた木】</p> <p>芳川公園内には、樹幹に亀裂等がある木、キノコが発生している木が散見された。木によっては、内部で腐朽が進行している可能性もあると思われるが、特に立入禁止等の措置は取られていなかった。</p> <p>同公園は、昭和54年(1979年)4月開設の公園であり、開設から40年以上の年数が経過している。樹木も老朽化していることから、今後はさらに危険木が増えていくことが予想される。</p> <p>倒木による事故を未然に防ぐため、安全確保の重要度の高い区域については、詳細な調査を行い、調査結果に応じた措置を実施することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 168 頁・担当課:公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>令和6年度より実施している「緑地等樹木緊急伐採事業」において、第三者への影響が懸念される個所を中心に、造園業者への委託により危険木を把握し、目視にて危険と判断できる樹木については、積極的に伐採するなど、対策に取り組んでまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 11 芳川公園 (5) 樹木の状況 ③ 落枝・ぶら下がり枝 (かかり枝)】</p> <p>芳川公園内には、落枝が多く見受けられ、そのまま放置されていると思われるものが多かった。遊具の近くの落枝が多い点も気になるところである。</p> <p>公園利用者の怪我を防ぐため、遊具の近くの落枝などについては、処分することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 168 頁・担当課:公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和5年度	<p>現地を確認し、落枝を除去致しました。</p> <p>今後も巡視業務において落枝・ぶら下がり枝が見られた場合には、速やかに除去作業を行います。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 11 芳川公園 (5) 樹木の状況 ③ 落枝・ぶら下がり枝 (かかり枝)】</p> <p>芳川公園内には、他の公園ではあまり見られないような、太くて大きな落枝も見受けられた。これは、落下後の危険だけでなく、落下時の危険も大きいと考えられる。</p> <p>落下するおそれがある危険な枝については、日常点検等において発見し、速やかに除去しておくことが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 168 頁・担当課:公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和5年度	<p>現地を確認し、太くて大きな落枝を処分致しました。</p> <p>今後も巡視業務において落枝・ぶら下がり枝が見られた場合には、速やかに除去作業を行います。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 12 富塚公園 (3) その他(看板、ベンチ、トイレ等) ② 看板2点】</p> <p>劣化により文字が不鮮明となっている看板が2点あった。</p> <p>この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。</p> <p>なお、これについては、後日「巡視時に確認し、不要の看板であると判断できたため、撤去しました」と回答を入手した。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 177 頁・担当課:公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和5年度	<p>指摘を受けた看板については、既に撤去済ですが、今後も巡視等において、劣化した看板を把握した場合は、看板の必要性などを確認したうえで、状況に応じた措置を速やかに実施してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 12 富塚公園 (3) その他(看板、ベンチ、トイレ等) ③ 八重紅枝垂れ桜の案内】</p> <p>植樹塔が倒れているため、使用状況に応じた措置を実施する必要がある。</p> <p>なお、これについては、後日「公園愛護会で設置したものですが、損傷していたため撤去しました」と回答を入手した。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 178 頁・担当課:公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和5年度	<p>指摘を受けた植樹塔については、既に撤去済ですが、今後も巡視等において、劣化した植樹塔等を把握した場合は、状況に応じた措置を速やかに実施してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 16 瞳ヶ丘西公園 (1) 遊具 ① 複合遊具】</p> <p>この遊具について、点検業者は「使用不可」と判定しているが、現地を視察したときには使用可能となっていた。修繕等の実施の有無を確認したところ、「応急措置として、腐食部をテープで補強し使用可能としており、2024 年度に更新を予定している」とのことであった。</p> <p>応急措置を実施済みであり、今後の更新予定もあるが、この遊具には、落下時基礎露出、出発部有害な隙間等のハザードがあるため、2024 年度に更新するまでは「ハザード3」の状態が続くことになる。</p> <p>この遊具は、本来、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努めなければならないものである。更新するまでの期間についても、事故の発生を未然に防ぐ対応が求められる。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 199 頁・担当課:公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>指摘を受けた遊具については、長寿命化計画に基づき、令和6年度に更新を実施します。</p> <p>なお、更新するまでの安全確保のため、ロープを設置して使用禁止としました。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 19 天竜川緑地 (7) 鶴見緑地の状況】</p> <p>鶴見緑地を視察したところ、入口や内部に雑草が生い茂っており、ベンチが利用できない、または利用しづらい状態であった。</p> <p>他の公園と同様、鶴見緑地についても、ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施するとともに、公園の利用者数に応じた適正なベンチの数についても検討することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 214 頁・担当課:公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和5年度	<p>現況を調査し、劣化したベンチについては不要と判断して撤去しました。</p> <p>今後も、「公園利用者数に応じた適正なベンチの数」の観点から周辺の設置状況や利用状況等を確認し、残置が必要なものについては不具合が発見された時点で速やかに修繕等を行い、不要と判断できるものについては撤去してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 20 三方原防風林緑地 (1) 遊具 ① 健康器具 足上げ腹筋】</p> <p>この器具は、緊急性は低いとはいえ、点検業者が「修繕が必要」と判断しているものである。事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 218 頁・担当課:公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和5年度	<p>当該遊具については長寿命化計画において令和11年度に補修を予定しています。</p> <p>今後も、日常点検、定期点検を継続し、異常を発見した場合には速やかに使用禁止措置を講じるとともに、計画に基づいた補修を実施してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 20 三方原防風林緑地 (1) 遊具 ③ 4人用ブランコ】</p> <p>この4人用ブランコは、雑草が伸びていて利用できない状況になっていた。雑草の処理は、年4回実施しているとのことであるが、これだけ周囲に雑草が伸びていると、公園利用者がブランコを利用したくても利用できない状態である。適切な時期に草刈りを行い、利用可能な状態を保つことが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 219 頁・担当課:公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和5年度	<p>当該箇所の除草は年4回定期的に行っており、現状では費用面から除草回数を増やすことが困難と考えていますが、除草する時期については、雑草の状況に応じ柔軟に対応するなど、利用しやすい公園環境づくりに努めます。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 21 有玉緑地 (2) 樹木の状況 ① 樹幹の亀裂等、キノコの発生】</p> <p>有玉緑地には、樹幹に亀裂等がある木、キノコが発生している木が見受けられた。キノコが発生していれば、内部で腐朽が進行している可能性もあると思われるが、特に立入禁止等の措置は取られていなかった。</p> <p>同緑地は、昭和50年(1975年)4月開設の公園であり、開設から48年が経過している。樹木も老朽化していることから、今後はさらに危険木が増えていくことが予想される。</p> <p>現在、調査対象外となっている区域についても、倒木による事故を未然に防ぐため、安全確保の重要度の高いと判断した区域については、引き続き、樹木の調査等を実施していく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 225 頁・担当課:公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>倒木による事故を未然に防ぐため、令和6年度からは、令和4年度の調査対象外となっている区域について、特に第三者への影響が懸念される個所を中心に「緑地等樹木緊急伐採事業」を実施しています。</p> <p>今後も引き続き、倒木による事故の未然防止に取り組んでまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 21 有玉緑地 (3) 割れたポール】</p> <p>上部の割れたポールが木に括り付けられていた。</p> <p>市はポールが括り付けられた目的を把握していなかったが、その破損状況から、適切に管理されているとは言えない。速やかに状況を確認したうえで、必要な措置である場合には適切に管理し、必要性が明確でないものは撤去すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 225 頁・担当課:公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和5年度	<p>指摘を受けたポールについて、現場の状況を確認したところ必要はないと判断し、撤去いたしました。</p>